

## 関東甲信越ブロック高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーンについて ～気づいてシグナル 防ごうトラブル!!～

茨城県消費生活センターでは、悪質商法や二重電話詐欺による高齢者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、毎年 9 月を「高齢者向け悪質商法・二重電話詐欺被害防止共同キャンペーン」期間と定め、関東甲信越地区の都県・政令指定都市の消費生活センター、国民生活センター、県内市町村及び県警察本部と連携して啓発活動を実施しています。

### 実施期間：令和 3 年 9 月 1 日～30 日

参加機関：1 都 9 県 6 政令指定都市の消費生活センター及び国民生活センター  
(茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、新潟市)

### 1 茨城県消費生活センターにおけるキャンペーン期間中の主な取り組み

#### ・高齢者特別被害電話相談の実施

通常、祝日の電話相談はお休みですが、9月20日の敬老の日は電話相談を行います。  
また、高齢者本人だけでなく、周りの方の「気づき」による相談も受け付けて、被害の未然防止を図ります。

日時	9月19日(日)、9月20日(月:祝日) 9月21日(火)、9月22日(水)	午前9時から午後4時まで 午前9時から午後5時まで
電話番号	029-225-6445	

#### ・パネル展

場所 県庁2階県政広報コーナー  
期間 9月13日(月曜日)午後3時から9月17日(金曜日)午前11時まで

#### ・ポスターの掲示(各施設への配布)

キャンペーン期間中、警察署・郵便局・銀行等にポスターを配布し、見守りの大切さや相談窓口の周知を図ります。

#### 【高齢者被害防止キャンペーンポスター】



#### ・リーフレットの配架(各施設への配布)

悪質商法の手口とともに、高齢者本人及び周囲の気づきや対応のポイントを解説したリーフレットを高齢者関連施設・市町村消費生活センター等で配布します。

【高齢者被害防止キャンペーンリーフレット】 ※資料あり  
〈表面〉 〈中面〉



## 2 県内市町村消費生活センターの取り組み

広報紙による啓発やリーフレットの配布等を実施します。

## 3 高齢者の見守りについて

下記内容及び相談事例をホームページに掲載し、高齢者の見守りを呼びかけます。

高齢者は、健康やお金、孤独などの不安を抱えていると言われていますが、悪質な業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、貴重な財産を狙っています。

高齢者の被害を防ぐにはご家族の方はもとより高齢者の周りの方々（ご近所、民生委員、ホームヘルパーの方など）に高齢者の様子を気にかけていただくことが大切です。次の見守りチェックリストを参考にして、周り的高齢者へ注意を配りましょう。

### 見守りチェックリスト

#### ・ 家の外観

- 訪問販売員や工事事業者など、見慣れない人や車がたびたび出入りしている
- 宅急便が頻繁に届いている

#### ・ 家の中

- 見慣れないカタログや商品、段ボールが増えたり、定期的に同じ商品が届いている
- 大切にしていた着物や貴金属といった貴重品がなくなっている

#### ・ 高齢者の様子

- 長時間、電話で誰かと不審なやりとりをしている
- 急に株や投資の話が多くなった

あれ、おかしいな?と感じたら…当てはまる!と思ったら消費生活センターに相談を促しましょう。

ご相談は、消費者ホットライン 局番なし 188 番へおかけください。お近くの消費生活相談窓口又は国民生活センターにつながります。相談できる曜日・時間帯は、お住まいの地域の相談窓口によって異なります。

### 【本件に関するお問合せ先】

茨城県消費生活センター

広報・統計担当：鈴木

TEL：029-224-4722 FAX：029-226-9156